

2月の休日当番医

※都合により変更になる場合があります。

期日	病院名
3日(日)	錦戸整形外科(不知火) ☎32-5775
	うちの小児科小児外科(松橋) ☎32-0550
	おおもり病院(小川) ☎43-1155
10日(日)	三角クリニック(三角) ☎52-3003
	あおば病院(松橋) ☎32-7772
	ダイヤモンドシティクリニック(小川) ☎34-6071
11日(月)	佐藤医院(三角) ☎52-2748
	しまだこどもクリニック(松橋) ☎34-3933
	ダイヤモンドシティクリニック(小川) ☎34-6071
17日(日)	小篠内科医院(不知火) ☎33-1206
	南豊崎ひふ科診療所(松橋) ☎27-7002
	ダイヤモンドシティクリニック(小川) ☎34-6071
24日(日)	済生会みすみ病院(三角) ☎53-1611
	宇城市民病院(松橋) ☎32-0335
	ダイヤモンドシティクリニック(小川) ☎34-6071
	狩場医院(豊野) ☎45-2017

2月の市民相談

※自分の相談内容に応じてどの会場もご利用になれます。※相談時間は、正午～午後1時を除きます。

種別	期日	時間	場所
市民生活(多重債務)	6日(水)	13:30～15:30	本庁新館1階会議室 ※要電話予約 ☎32-1497 市民生活相談センター
	19日(火)		
夜間納税	毎週木曜日	17:30～19:00	本庁1階収納課窓口
人権・行政	19日(火)	13:00～16:00	小川総合文化センター
人権	12日(火)	10:00～15:00	不知火公民館
	19日(火)	9:30～12:00 12:30～15:30	農業就業改善センター(松合) 不知火公民館
行政	28日(木)	13:30～15:30	松橋公民館
	12日(火)	13:30～15:00	不知火公民館
	15日(金)	13:30～15:30	三角老人福祉センター
心配ごと(社会福祉協議会)	19日(火)	13:30～15:00	松合農業就業センター
	20日(水)	9:30～11:30	豊野福祉センター
	27日(水)	13:30～15:30	総合健康福祉センター(小川)
	28日(木)	13:30～15:30	松橋公民館
年金	5日(火)	10:00～15:00	本庁新館第3会議室 ※毎月第1火曜日 宇土市役所
	19日(火)		
消費生活	毎週(月・木) ※祝日の場合は翌日	10:00～15:00	本庁新館1階第5会議室
高齢者介護	日曜祝日を 除く毎日	8:30～17:30 (土曜日は17:00 まで)	市地域包括支援センター (不知火支所2階)

緊急 米の作付けを減らされる方へ一時金が支給されます!

平成19年産の米価は、米の消費量が年々減少(9万トン程度)する中で、生産調整の取り組みが十分でないことなどから、大幅に下落する異常事態となっています。このような状況を改善し、地域全体として生産調整目標を達成するため、平成19年度の国の補正予算で「地域水田農業活性化緊急対策」が決定されました。米以外の作物や非主食用米の生産に挑戦しましょう!

地域水田農業活性化緊急対策の概要

1. 生産調整の拡大を図る農業者に、緊急的に一時金を支払います(この一時金は契約当初1回限りの支払いです)。
2. 一時金は、以下の2つの取り組みを対象として、宇城市水田農業推進協議会と契約を締結した農業者に対して支払われます。

①長期生産調整実施契約

【概要】
◇平成20年産以降、麦・大豆、飼料作物等により生産調整を拡大する契約(5年契約)を締結

【交付額】
◇平成19年産の生産調整実施者
5万円/10a
◇平成19年産の生産調整非実施者
3万円/10a

②非主食用米低コスト生産技術確立試験契約

【概要】
◇平成20年産以降、非主食用米(飼料米、バイオ米等)の低コスト生産技術の確立試験に取り組む契約(3年契約)を締結

【交付額】
◇平成20年産の試験圃場面積(生産調整拡大分)
5万円/10a

- 一時金は、平成20年3月末に支払われます。
- 助成対象となる面積は、平成19年産から平成20年産でさらに米作付けを減らす部分が対象です。
- 契約期間中に生産調整を実施されなくなった場合は、一時金は返還となります。
- 宇城市水田農業推進協議会との契約は、平成20年2月末までに締結してください(契約は協議会の窓口でできます)。

この対策に関し、不明な点がございましたら、「宇城市水田農業推進協議会」窓口まで、お気軽にご相談ください。

【契約・相談窓口】

JA 三角営農生活センター ☎ 48-3811
JA 不知火営農生活センター ☎ 32-1512
JA 松橋営農生活センター ☎ 33-1103
JA 小川営農生活センター ☎ 43-0800
JA 下東ライスセンター ☎ 45-3554

【相談窓口】

JA 本所水田営農対策部 ☎ 34-3383
宇城市役所農政課 ☎ 32-1641
三角支所産業課 ☎ 53-1111
小川支所産業課 ☎ 43-1111
豊野支所産業課 ☎ 45-2111

消費者問題注意報!

商工観光課 ☎32-1604

知って得するクーリング・オフ豆知識

一度結んだ契約は、正当な理由がない限り解除や取消はできません。しかし、特定の取引方法による契約であれば、契約後一定の期間、理由がなくても契約の解除ができます。それが「クーリング・オフ」です。

【事例】 5日前、ハイハイ学校で布団と健康食品を購入し、両方とも開けて使ってしまった。料金は支払い済みです。返品・返金可能でしょうか。

【回答】 ハイハイ学校はクーリング・オフの対象です。布団は8日以内であれば、使用後でも返品・返金が可能で解約料・違約金などは必要ありません。健康食品の場合、未開封分はクーリング・オフできます。開封分の取り扱いが契約書面にない場合や、販売員が開封した場合、購入者に開封・使用を誘導した場合は開封分でもクーリング・オフできます。返還の送料などは、業者が負担するものとされています。※クーリング・オフが適用されない場合もありますので、安易な契約は危険です。

【クーリング・オフの方法】

契約書面を受け取った日を含めて8日以内(マルチ商法、内職・モニター商法は20日以内)に行います。証拠が残るよう、必要事項を記載したハガキの両面をコピーして控えにし、クーリング・オフ期間内に郵便局窓口で「配達記録郵便」で発送します。クレジット利用の場合には、信販会社にも同様に出してください。クーリング・オフ後、業者の商品回収・返金が無事に済んでも、関係書類は5年間保管しておきましょう。クーリング・オフ期間が過ぎても、他の方法で解決できる場合があります。消費生活相談窓口にご相談してみよう。

各支所で消費生活出張相談を行います。19ページをご覧ください。